

高知くらしの護身術

175

多い多重債務者

安芸市でも毎月相談会

(2010年7月6日掲載原稿)

近年、返済しきれない借金を抱えてしまう「多重債務」が深刻な社会問題となっています。県立消費生活センターにも、多重債務に関する相談が数多く寄せられています。

2009年度の消費生活相談件数5,183件のうち「フリーローン・サラ金」に関する相談は804件（そのうち多重債務に関する相談は520件）を占め、08年度に引き続き最多の相談件数となっています。年代別に見ても20歳以上のすべての年代で「フリーローン・サラ金」の相談が最も多くなっています。

また、新たな多重債務者の発生を防ぐよう「貸金業法」が改正され、6月18日に完全施行となりました。

このような状況を踏まえて、消費生活センターでは、本年度から、弁護士による「多重債務無料法律相談会」を毎月第2水曜日にセンターにて開催しています。

また今月から、新たに東部地域でも相談会を行います。毎月第2水曜日の午後6時から午後9時までで、今月14日が第1回となります。場所は安芸市本町3丁目11の22、「法テラス安芸法律事務所」。相談時間は1人40分以内となっています。

予約制ですので、希望される方は、法テラス安芸（050・3383・0029）まで連絡をください。平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。

借金の問題は必ず、解決できます。1人で悩まず、まずはご相談ください。